名古屋市

地域の防災リーダー

初動対応シート

標準版

はじめに

大規模な災害が発生した直後は、行政による救助・支援の「公助」に限界があるため、自分の命は自分で守る「自助」、地域で助け合う「共助」が非常に重要となりますが、その活動の中核となるのが、災害対策委員や自主防災会長など、地域の防災リーダーのみなさまです。

そんな地域の防災リーダーのみなさまに、発災時に地域の各組織が行う標準的な初動対応の流れについて学んでいただくとともに、平常時の備えについて話し合っていただくためのツールとして、この「名古屋市 地域の防災リーダー 初動対応シート（標準版）」を作成しました。

いつ名古屋で大災害が起きてもおかしくありません。このシートを、防災訓練をはじめとした地域防災活動の機会に活用し、地域の防災力を高めていきましょう。

※「名古屋市 地域の防災リーダー 初動対応シート（標準版）」及び地域の防災リーダーの活動について簡潔にまとめたリーフレットを、市公式ウェブサイトからダウンロードできます。

目 次

1 災害時の地域防災活動体制（p.1）
2 発災直後の地域の活動イメージ（p.2）
3 各組織の体制と災害時の役割（p.3 ～ 4）
4 初動対応シート（p.5 ～ 16）
　自主防災組織 初動対応シート（p.6 ～ 10）
　災害救助地区本部 初動対応シート（p.11 ～ 13）
　避難所管理組織 初動対応シート（p.14 ～ 16）
5 様式・資料集（p.17 ～ 25）
6 用語集（p.27 ～ 29）

Ⅰ 災害時の地域防災活動体制

大規模災害時には、学区に災害救助地区本部が設置され、町内会や自治会の地域ごとに結成される自主防災組織、指定避難所に組織される避難所管理組織、区本部（区役所）などと連携した地域防災活動が行われます。

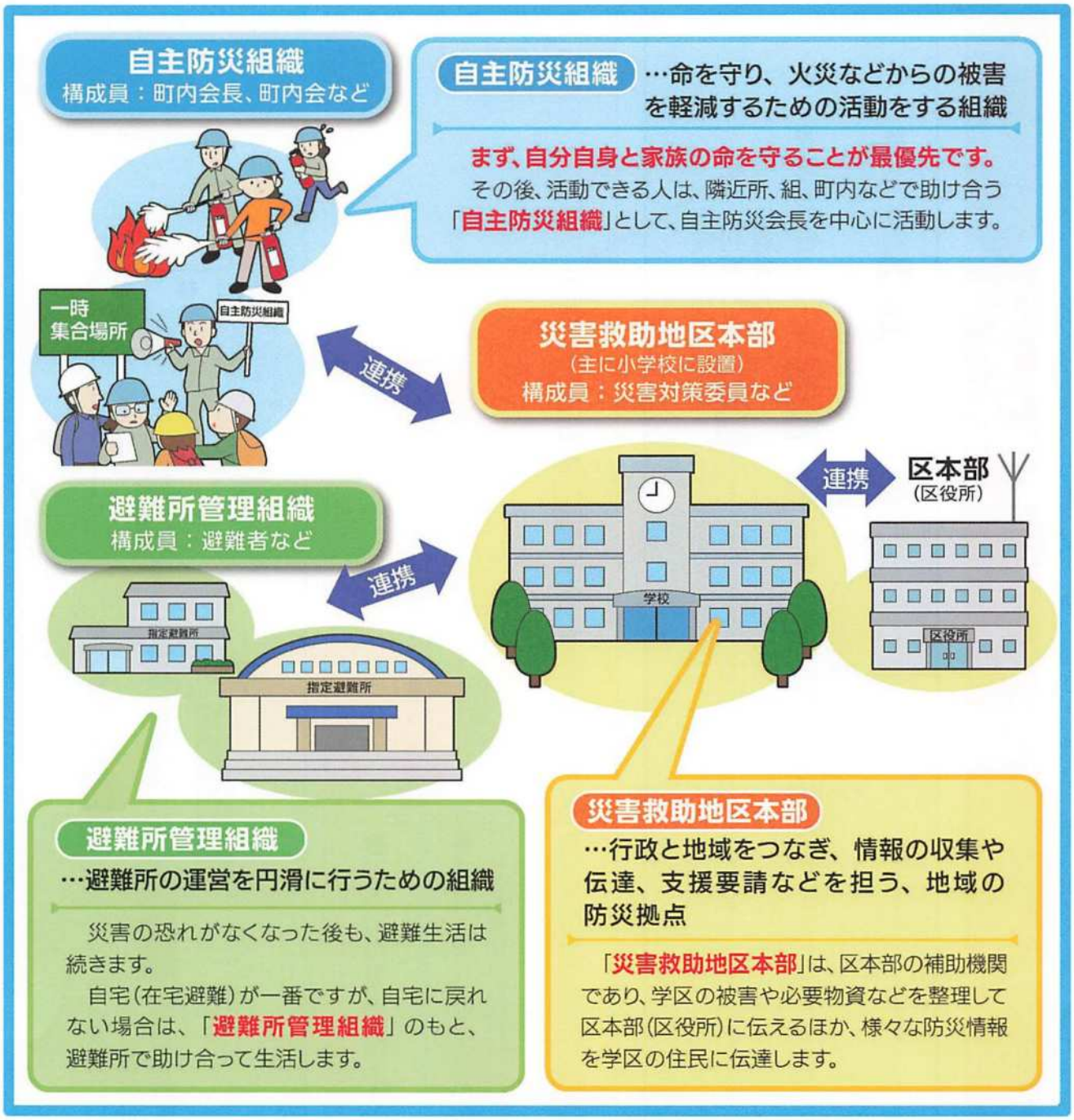

※ このシートで「避難所」とあるのは、「指定避難所」のことを指します。

※ 消防団は、地域における様々な災害対応に従事します。

2 発災直後の地域の活動イメージ

※ 各組織の活動の具体例については、各シート（ 自-1 など）を確認してください。

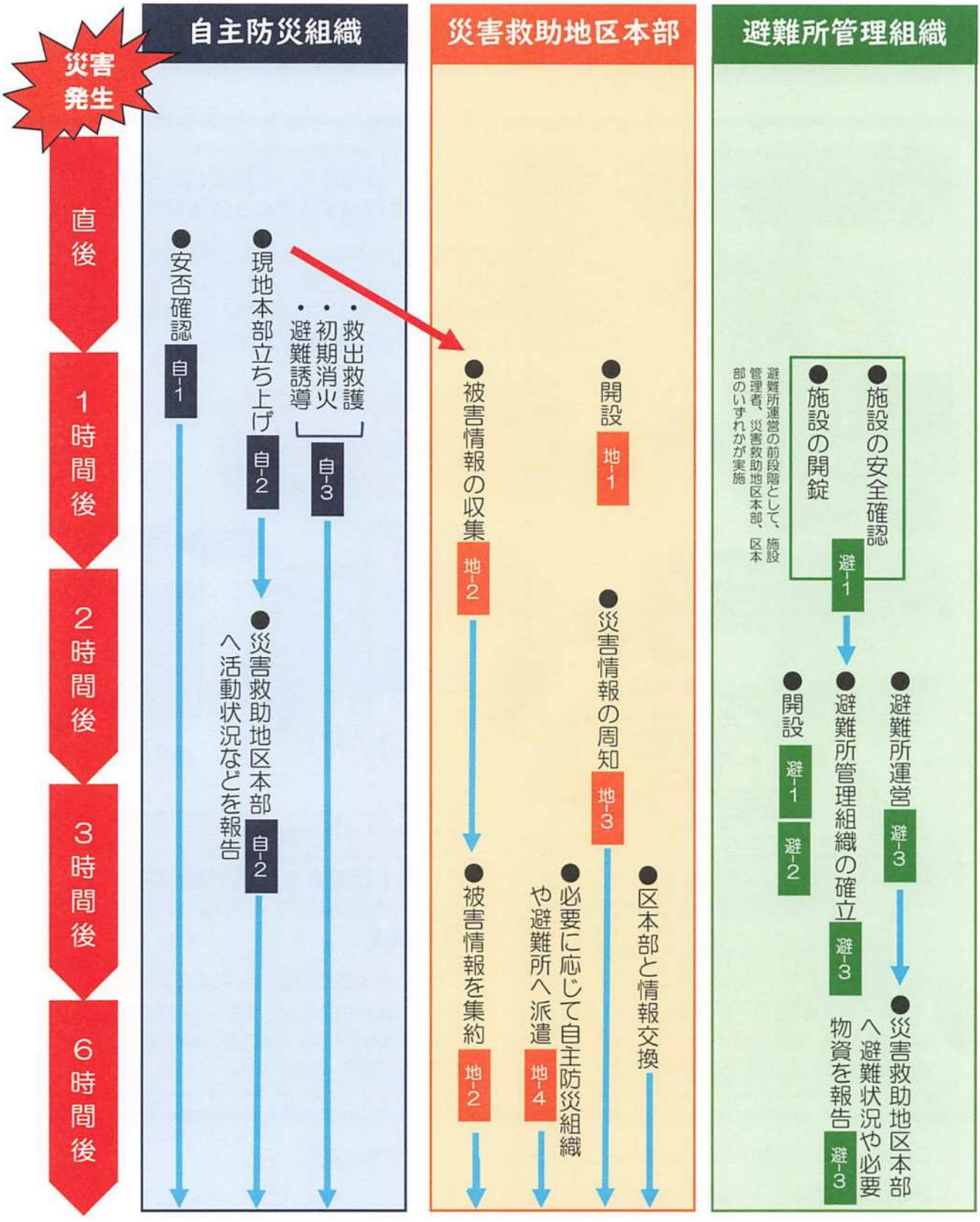

3 各組織の体制と災害時の役割

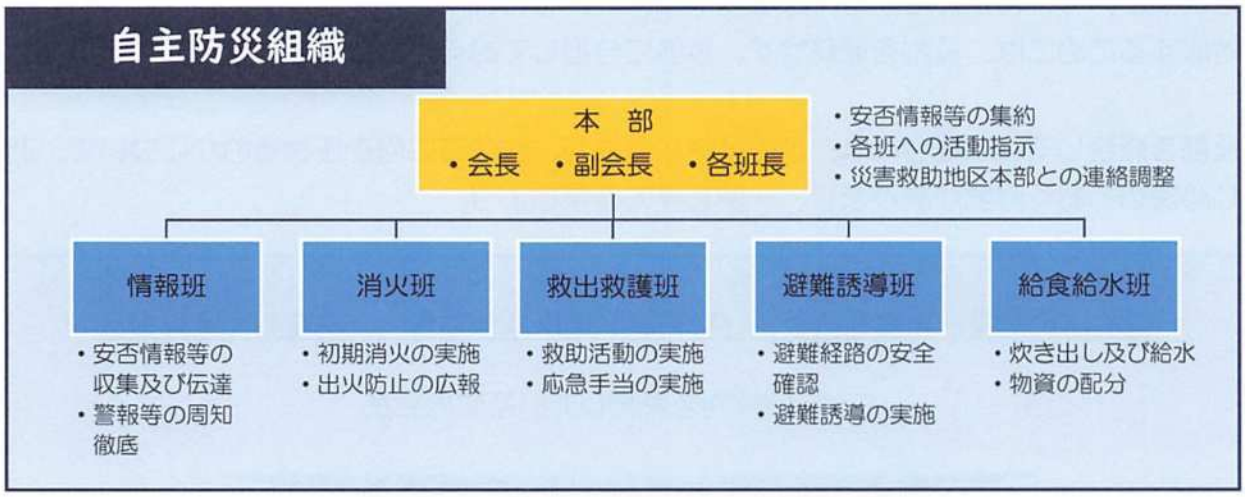

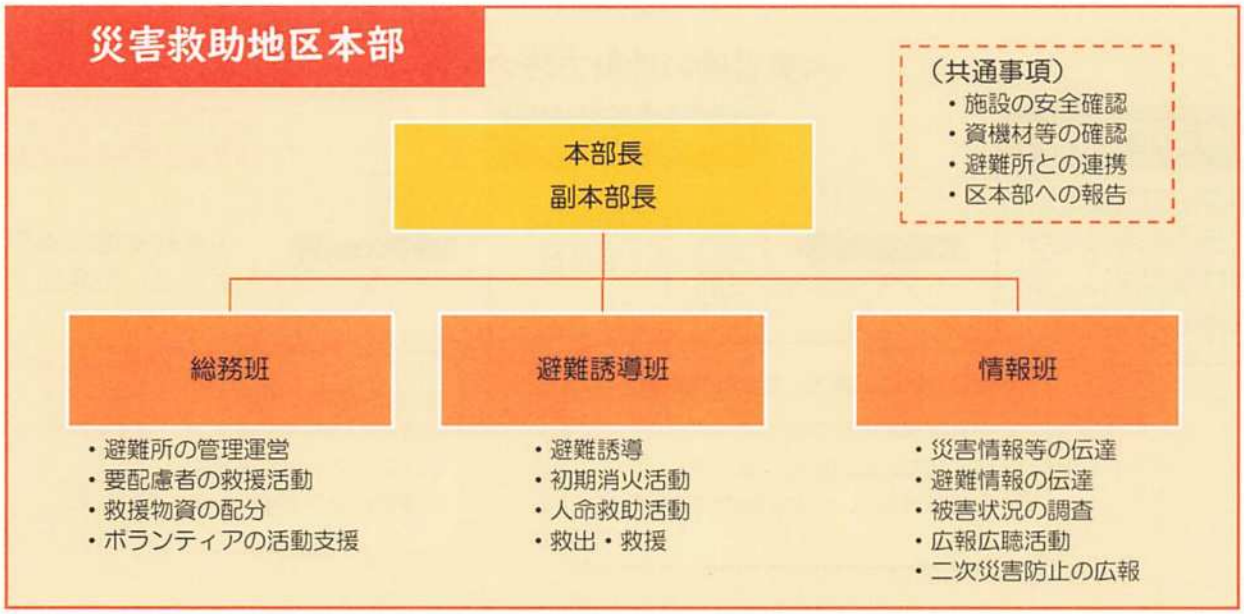

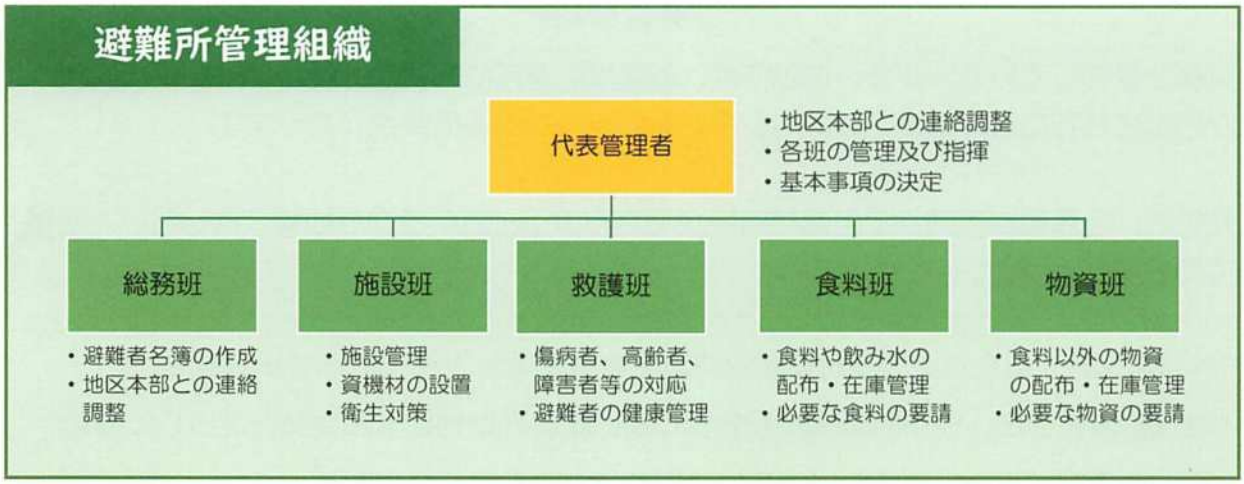

～役割分担、できていますか？～

地域において、特定の方が様々な役割を兼ねていることがありますが、いざという時に円滑に対応するためには、役割を兼務せず、事前に分担しておくことが理想です。

役割を兼務している場合には、どの役割を優先し、他の方に何を任せるのかについて、あらかじめ決めておく必要があります。一例を見てみましょう。

自主防災会長、災害対策委員（災害救助地区本部委員）、避難所の開設担当

の３つの役割を兼務している町内会長

どのように活動しますか？

＜災害時の活動方法の例＞

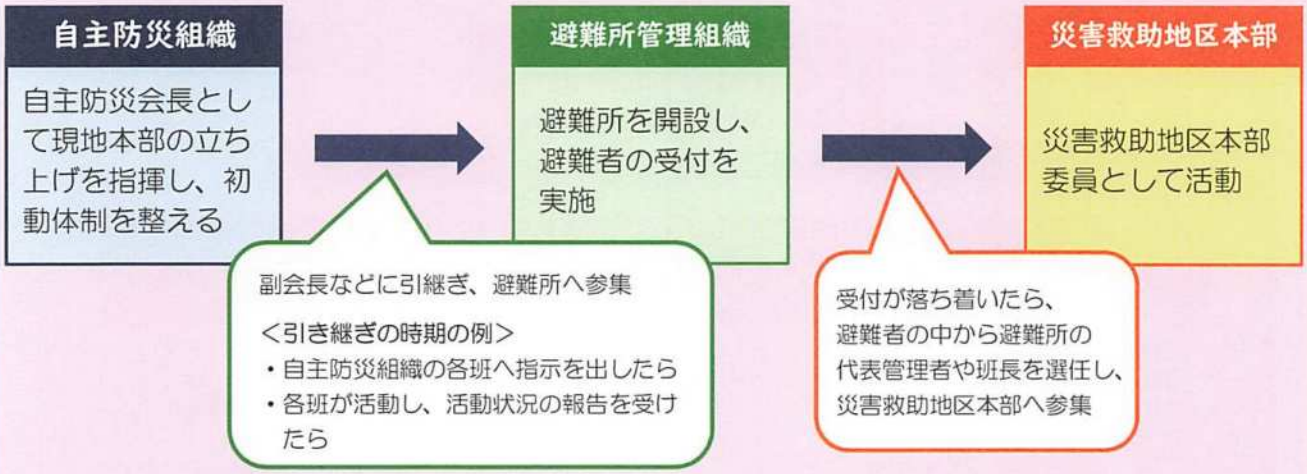

兼務の場合、課題は…

役割を兼務している人が多い地域では、各組織の運営に必要な人員がすぐに集まれないことが想定されるため、地域としての災害対応に遅れが出る危険性があります。

発災時、各組織が連携した迅速な対応ができるよう、日ごろから地域で話し合い、対策をしておきましょう。

＜対策の例（自主防災会長と災害救助地区本部委員を兼務する方が多い場合）＞

- 地域の役員から、自主防災会長を兼務しない災害救助地区本部委員を選出しておく
- 訓練や講習により、自主防災会長を代理できる人を育成しておく

4 初動対応シート

● 災害対応にあたる際は、自分自身や家族の安全を守ることを最優先とし、二次災害に巻き込まれないようしっかりと安全を確保したうえで活動することを心掛けてください。

● シートの記載内容を地域で話し合って変更することにより、このシートは、地域の実情を反映した、より実践的な防災ツールとなります。

＜変更の例＞

- 安否確認や情報収集の方法を、学区や町内会で決めた方法に書き換える
- 自主防災組織現地本部の場所や区本部の連絡先など、具体的な情報を書き込む

（記載内容の変更を希望する場合は、区役所や消防署にご相談ください。）

※ 各組織の活動の詳細については、マニュアルなどで確認してください。

自主防災組織

- 名古屋の防火＆防災

【問合せ：消防署】

災害救助地区本部

- 災害救助地区本部運営マニュアル

【問合せ：区役所】

避難所管理組織

- 指定避難所運営マニュアル
- 指定避難所運営マニュアル
  新型コロナウイルス感染症対策編

【問合せ：区役所】

自主防災組織 初動対応シート

自-1　安否確認

安否を伝える

□ 身の安全を確保

□ 各家庭にて、あらかじめ地域で決めた方法により安否を伝える

□ 隣近所で声をかけ合い、無事を確認

【平常時の備え】

□ 安否を知らせる方法を決める

（例１）目印を掲げる
- 安否確認札
- タオル

（例２）安否を連絡する
- 電話 ・メール
- SNS

安否確認札

タオル掛け

安否の確認

□ あらかじめ決めた方法により、安否情報を収集

□ 安否が不明な世帯は、無事かどうか確認

□ 避難に支援が必要な方を優先的に確認

□ 安否以外にも、人的被害や家屋被害などの情報を極力収集

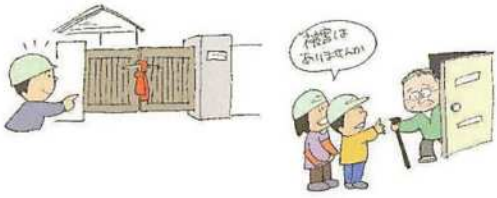

【平常時の備え】

□ 安否確認の実施者を決める
- 誰が担当するか
- 担当する範囲
  （例）組長が組単位で確認

□ 安否確認の方法を決める

安否確認訓練

現地本部への報告

□ 収集した情報について、「安否確認集計表（様式1－1）」（p.18）等を活用し、自主防災組織現地本部へ報告

＜集計表への記入例（一部抜粋）＞

世帯名【人数】	無事	救助が必要	不明	確認時刻	人的被害	備考(対応状況等)
ナゴヤ　【3人】	☑	□	□	9：05	死者　人　行方不明　人 重傷　人　軽傷　人	
ショウボウ　【4人】	□	☑	□	9：07	死者　人　行方不明　人 重傷　人　軽傷　2人	対応済み
アイチ　【1人】	☑	□	□	9：10	死者　人　行方不明　人 重傷　人　軽傷　人	

自主防災組織 初動対応シート

自-2　現地本部立ち上げ

現地本部の設置

□ 自主防災組織現地本部を設置

＜本部に必要な主な資器材＞
- 設営用資器材（テント、机、椅子など）
- ラジオ
- 筆記具
- 地図・防災マップ
- ヘルメット
- 夜間照明

【平常時の備え】

□ 現地本部の設置場所を設定・周知

□ 資器材を準備し、保管場所を把握

現地本部設置訓練

安否情報の収集

□ 組長など地域の代表者から、安否情報を収集

【平常時の備え】

□ 情報収集・報告の方法を決める
- 組長や各班長などからの情報収集
- 災害救助地区本部への報告

＜方法の例＞

電話

メール

SNS

口頭伝達

各班への指示・情報の収集

□ 班編成を行い、班長を決定

□ 安否情報などをもとに、班長へ指示

□ 各班から、被害や災害対応状況について情報を収集

災害救助地区本部への報告

□ 収集した情報について、「被害状況報告書（様式１－２）」（p.19）等を活用し、災害救助地区本部へ報告
※ 人的被害や、助けが必要な方、火災の発生状況等を可能な範囲で

□ 必要に応じ応援を要請

災害救助地区本部委員を兼ねている自主防災会長は、副会長などに一任し、自身は災害救助地区本部へ参集

自主防災組織 初動対応シート

自-3①　避難誘導

一時集合場所への誘導

□ 地域ごとの一時集合場所へ誘導
- 徒歩で避難
- 危険箇所（狭い道、塀やガケ、川のそばなど）をなるべく避けた経路で誘導
- 要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児など）の移動には、必要に応じてリアカーや車いすを活用

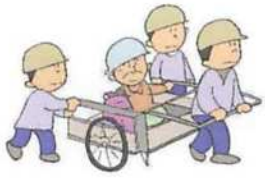

【平常時の備え】

□ 一時集合場所を設定し、地域に周知

□ ハザードマップなどを確認し、危険箇所を避けた避難経路を複数用意

なごやハザードマップ 防災ガイドブック　　地区防災カルテ

□ 要配慮者の避難誘導の方法について検討

一時集合場所での状況確認

□ 一時集合場所において、状況を確認
- 出発時の人員がそろっているか
- 必要な非常持出品を携行しているか

一時集合場所での訓練

避難先への誘導

□ 近隣の指定緊急避難場所へ誘導

□ 避難誘導の中で得た情報を収集

指定緊急避難場所・指定避難所の看板

現地本部への報告

□ 避難誘導の対応状況をまとめ、自主防災組織現地本部へ報告

＜主な報告事項＞
- 避難経路の被害状況
- 危険箇所

自主防災組織 初動対応シート

自-3②　初期消火

消火器具・資器材の準備

□ 消火器などの消火器具・資器材を準備

消火器

街頭消火器

消火バケツ

スタンドパイプ
初期消火資器材
※木造密集地域等に配備

【平常時の備え】

□ 器具等の保管・配置場所を把握

□ 普段から器具等を整備

活動方針の指示

□ 組長などから収集した被害情報を受け、自主防災会長もしくは初期消火班長が活動方針を指示

初期消火活動の実施

□ 自分自身の避難路を確保の上で、初期消火活動を実施

＜注意点＞
- 消火するときは、煙に惑わされず火元を狙う
- 風の影響を考慮し、風上で行う
- 天井まで燃え広がった場合は、その場から離れる

消火器の使用方法

初期消火訓練

□ 初期消火活動の中で得た情報を収集

現地本部への報告

□ 初期消火の対応状況をまとめ、自主防災組織現地本部へ報告

＜主な報告事項＞
- 家屋の被害状況・延焼状況
- 火災発生場所
- 危険箇所

自主防災組織 初動対応シート

自-3③　救出救護

資器材の準備

□ 必要な資器材を準備

●救出資器材
- ジャッキ
- バール　等

●救護資器材
- 三角巾
- 救急包帯　等

油圧式
ジャッキ

バール

【平常時の備え】

□ 資器材の保管・配置場所を把握

□ 資器材を定期的に整備

□ 地域防災協力事業所の敷地や資器材が使用できるか確認

地域防災協力事業所
　災害時の地域への支援協力についての覚書を締結し、地域の防災に関して地域貢献している事業所

活動方針の指示

□ 組長などから収集した被害情報を受け、自主防災会長もしくは救出救護班長が活動方針を指示

救出救護活動の実施

□ 救出救護活動を実施

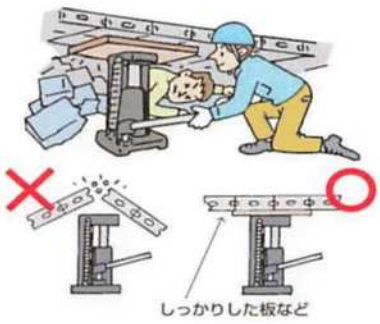

ジャッキでの救出

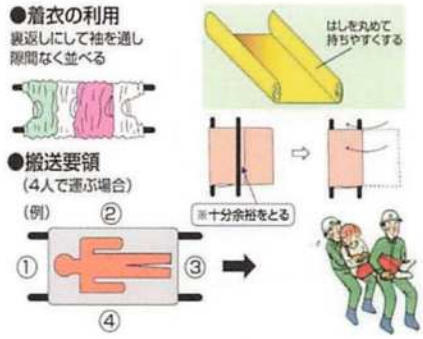

担架作成・搬送

□ 救出救護活動で得た情報を収集

現地本部への報告

□ 救出救護の対応状況をまとめ、自主防災組織現地本部へ報告

＜主な報告事項＞
- 発生場所
- 負傷者の発生状況（負傷者数・程度）
- 危険箇所

災害救助地区本部 初動対応シート

地-1　開設

施設の開錠

□ 鍵の保管者が施設を開錠
※ 避難者がいても、施設の安全が確認できるまではグラウンド等で待機

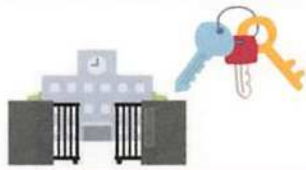

【平常時の備え】

□ 指定避難所運営マニュアル事前準備編 別表１を確認し、施設の鍵の保管者を把握

＜鍵の保管者（小学校の例）＞
・学区（区政協力委員長など）　・近隣協力員
・施設管理者（学校職員）　・区役所職員

施設の安全確認

外観

□ 「建物被災状況チェックシート（資料2）」（p.24～25）を使い、建物の外観を調査

＜主な確認項目＞
・建物が傾いていないか
・壁や柱に亀裂がないか
・窓ガラスが割れていないか

「使用可」

室内

□ 室内に危険箇所がないか確認

□ ライフライン（電気、ガス、水道、トイレ、通信手段等）の状況を確認

危険あり

「危険」「要注意」

区本部へ連絡
&
使用不可の場合は別の施設を探す

区本部への報告

□ 区本部（区役所）へ、災害救助地区本部の開設を報告

デジタル移動無線
　区本部（区役所）、災害救助地区本部となる小学校、医療救護所となる中学校に設置。
　電話が使えない状況の場合は、デジタル移動無線により区本部等と連絡がとれるよう、平常時から情報伝達訓練を実施しておく。

地-2　情報の収集

情報の収集

□ 自主防災組織から地域の被害情報を収集
（「被害判定基準（資料1）」（p.22～23）を参照）

＜主な収集すべき情報＞
●人的被害情報
- 死者 ・行方不明者
- 負傷者（重症・軽傷）

●住家被害情報
- 全壊 ・半壊 ・一部損壊
- 浸水（床上、床下）

●その他
- 消火、救出活動等の状況
- 危険箇所

住宅被害の一例

全壊
損壊割合
50%以上

半壊
損壊割合
20%以上
50%未満

一部損壊
損壊割合
20%未満

□ 避難所から避難情報を収集

＜主な収集すべき情報＞
・避難者数 ・要配慮者数 ・避難所外避難の状況

【平常時の備え】

□ 情報収集・報告の方法を決めておく
- 自主防災組織や避難所などからの情報収集
- 区本部（区役所）への報告

＜方法の例＞

情報の集約

□ 被害情報を「被害状況報告書（様式１－３）」（p.20）に集約

□ 避難情報を「避難情報報告書（様式２）」（p.21）に集約

□ その他、区本部（区役所）へ要請が必要な支援について情報を集約

区本部への報告

□ 集約した情報を、区本部（区役所）へ報告

地-3　災害情報の周知

災害情報の周知

□ 区本部（区役所）から伝達される災害に関する情報を周知

＜主な周知先＞
・住民　・自主防災組織　・避難所

＜主な周知すべき情報＞
・地震、津波、河川等の災害情報
・避難指示等の情報
・避難所の開設に関する情報
・ライフラインの状況に関する情報

（必要に応じて実施）

地-4　自主防災組織・避難所への派遣

自主防災組織への派遣

□ 避難誘導を実施
□ 初期消火活動、人命救助活動に協力
□ 救出、救援活動に協力

活動内容は 自-3

□ 要配慮者の把握・対応
・安否情報を収集
・避難状況を把握
・自力避難が困難な要配慮者の避難誘導に協力

避難所への派遣

□ 避難所開設・運営を補助

□ 避難所管理組織（代表者、各班長）を選任

□ 要配慮者の把握・対応
・安否情報を収集
・避難状況を把握
・避難所での対応が難しい要配慮者への対応
（福祉避難所や病院への移送等）

災害救助地区本部への報告

□ 派遣先で収集した情報を、災害救助地区本部へ報告

避難所管理組織 初動対応シート

避-1　開設準備

災害救助地区本部等が実施　地-1

施設の開錠

□ 鍵の保管者が施設を開錠

施設の安全確認

□ 「建物被災状況チェックシート（資料2）」（p.24～25）を使い、建物の外観を調査

避難スペースの確保

□ 感染症対策に配慮したレイアウトを意識して、避難スペースとなる教室等を確保

□ ライフラインの状況等を確認し、立入禁止場所には貼り紙で表示

□ 「避難所開設キット」などを防災倉庫から持ち出し

【平常時の備え】

□ 指定避難所運営マニュアル事前準備編を確認し、施設を避難所として使用する際のレイアウト等を把握

レイアウトの作成

□ 避難スペースのレイアウトを作成

体育館のレイアウト（例）

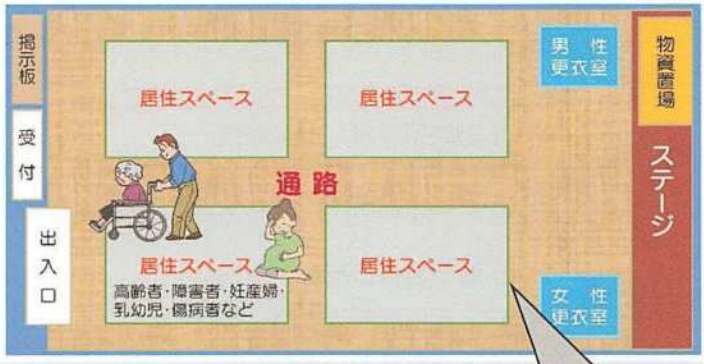

レイアウトのポイント

- 車いすが通れるような通路を作る
- 高齢者等は、トイレに行きやすいよう出入り口近くに
- 土足厳禁（衛生面から）
- プライバシーに配慮（男女別更衣室、トイレ等）
- 1人あたり2㎡の広さが目安。1家族1区画とし、感染症対策のため家族間の距離は1m以上離す

避難所管理組織 初動対応シート

避-2　開設・受付

受付の設置

受付

避難者の誘導

□ 感染症対策に配慮した受付の設置及び避難者の受付

- 事前受付を設置
- 症状等に合わせ、３種類の受付を設置
- 避難所に配備された衛生用品を活用

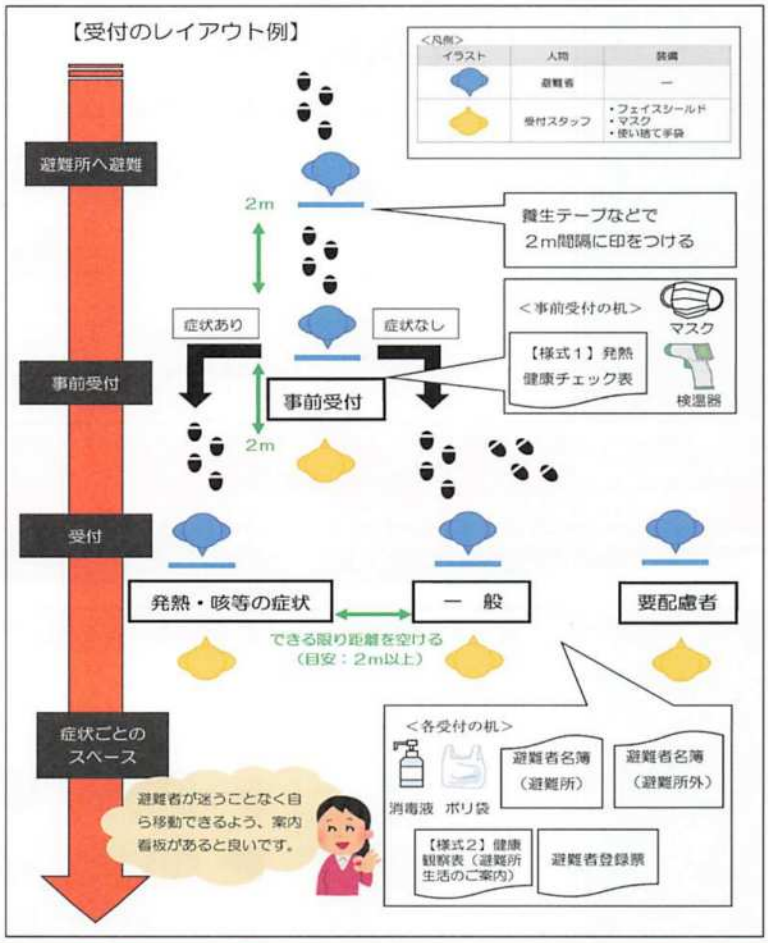

指定避難所運営マニュアル 新型コロナウイルス感染症対策編より抜粋

□ 受付を終えた人を順に、適切な避難スペースへ誘導

体育館等での集団生活が可能な人	▶	体育館等の居住スペース
集団生活が困難な人	▶	福祉避難スペース 福祉避難スペースでも避難生活が困難な要配慮者は福祉避難所へ
発熱・咳等の症状がある人	▶	体調不良者用エリア

避難所管理組織 初動対応シート

避-3　運営

避難所管理組織の確立

□ 代表管理者及び各班の班長を選任

□ 避難者の中から、各班の班員を募集

□ 班員が決まったら、組織図を作成して掲示

【平常時の備え】

□ 代表管理者及び班長を事前に選任

＜避難所管理組織＞

災害救助地区本部委員が避難所の開設を実施した場合は、避難者の中から代表管理者や班長を選任し、自身は災害救助地区本部に参集する

避難所運営

□ 避難所開設キットの「最初にやることリスト」を確認し、各班が最初に行うべきことを実施

＜各班の主な業務＞

総務班	▶	避難者数等の把握
施設班	▶	電気、ガス、水道の確認
救護班	▶	傷病者数等の把握
食料班	▶	備蓄量の確認
物資班	▶	必要数の把握

災害救助地区本部への報告

□ 避難者数や避難の状況、必要な食料・物資の数量を、災害救助地区本部へ報告

5 様式・資料集

様式１－１

安否確認集計表

／ ページ

世帯名【人数】	無事	救助が必要	不明	確認時刻	人的被害	備考(対応状況等)
【　人】	□	□	□	:	死者　人　行方不明　人 重傷　人　軽傷　人	
【　人】	□	□	□	:	死者　人　行方不明　人 重傷　人　軽傷　人	
【　人】	□	□	□	:	死者　人　行方不明　人 重傷　人　軽傷　人	
【　人】	□	□	□	:	死者　人　行方不明　人 重傷　人　軽傷　人	
【　人】	□	□	□	:	死者　人　行方不明　人 重傷　人　軽傷　人	
【　人】	□	□	□	:	死者　人　行方不明　人 重傷　人　軽傷　人	
【　人】	□	□	□	:	死者　人　行方不明　人 重傷　人　軽傷　人	
【　人】	□	□	□	:	死者　人　行方不明　人 重傷　人　軽傷　人	
【　人】	□	□	□	:	死者　人　行方不明　人 重傷　人　軽傷　人	
【　人】	□	□	□	:	死者　人　行方不明　人 重傷　人　軽傷　人	
【　人】	□	□	□	:	死者　人　行方不明　人 重傷　人　軽傷　人	
【　人】	□	□	□	:	死者　人　行方不明　人 重傷　人　軽傷　人	
【　人】	□	□	□	:	死者　人　行方不明　人 重傷　人　軽傷　人	
【　人】	□	□	□	:	死者　人　行方不明　人 重傷　人　軽傷　人	
【　人】	□	□	□	:	死者　人　行方不明　人 重傷　人　軽傷　人	
集計欄						

被害状況	
人的被害	
死者　人	行方不明者　人
負傷者（重傷）　人	負傷者（軽傷）　人

住家被害					非住家被害	
全壊　棟	半壊　棟	一部損壊　棟	床上浸水　棟	床下浸水　棟	全壊　棟	半壊　棟

様式１－２

被害状況報告書

（組織名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

報告日時	年　月　日　時　分現在		
地域の被害状況等			
人的被害			
死者	人	行方不明者	人
負傷者（重傷）	人	負傷者（軽傷）	人
住家被害			
	棟数	世帯数	人員
全壊	棟	世帯	人
半壊	棟	世帯	人
一部損壊	棟	世帯	人
床上浸水	棟	世帯	人
床下浸水	棟	世帯	人
非住家被害（棟数）			
全壊	棟	半壊	棟

様式１－３

被害状況報告書

＿＿＿＿＿学区災害救助地区本部

報告日時	年　月　日　時　分現在		
地域の被害状況等			
人的被害			
死者	人	行方不明者	人
負傷者（重傷）	人	負傷者（軽傷）	人
住家被害			
	棟数	世帯数	人員
全壊	棟	世帯	人
半壊	棟	世帯	人
一部損壊	棟	世帯	人
床上浸水	棟	世帯	人
床下浸水	棟	世帯	人
非住家被害（棟数）			
全壊	棟	半壊	棟

様式２

避 難 情 報 報 告 書

＿＿＿＿＿学区災害救助地区本部

<table>
<tr><td colspan="3">報　告　日　時</td><td colspan="4">年　月　日　時　分現在</td></tr>
<tr><td colspan="3" rowspan="2">避難所名称
連　絡　先</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="4">TEL</td></tr>
<tr><td colspan="7">職　員　等</td></tr>
<tr><td rowspan="2">職員</td><td>男性</td><td>女性</td><td rowspan="2">ボランティア</td><td>男性</td><td>女性</td><td></td></tr>
<tr><td>人</td><td>人</td><td>人</td><td>人</td><td></td></tr>
<tr><td>合計</td><td colspan="2">人</td><td>合計</td><td colspan="2">人</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="7">避　難　者</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td colspan="2">男性</td><td colspan="2">女性</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">人</td><td colspan="2">人</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="5">うち
要配慮者
（乳児、妊婦、外国人、障害者、発熱・咳等の症状のある者など）</td><td></td><td>人</td><td></td><td>人</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td>人</td><td></td><td>人</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td>人</td><td></td><td>人</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td>人</td><td></td><td>人</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td>人</td><td></td><td>人</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="7">合　計</td></tr>
<tr><td colspan="3">世帯</td><td colspan="4">人</td></tr>
</table>

資料１

被害判定基準

被害区分		判定基準
人の被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者。
	負傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者。 （重傷）　１ヶ月以上の治療を要する見込みの者。 （軽傷）　１ヶ月未満で治療できる見込みの者。
住家の被害	住家	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	棟	一つの建築物をいう。 主屋より延べ面積の小さい建築物（同じ宅地内にあるもので、非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場）が付着している場合は同一棟とみなす。 また、渡り廊下のように、二つ以上の主屋に付着しているものは切半して、それぞれを主屋の付属建物とみなす。
	世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。（同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然２世帯となるわけである。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿、その他これらに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舎等を１世帯として取り扱う。）
	住家全壊 （全焼・全流失）	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により、損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。

	住家半壊（半　焼）	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分が、その住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものとする。
	一部損壊	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが、土砂、竹本等のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
非住家の被害	非住家	住家以外の建物でこの報告中、他の被害か所項目に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 なお、この被害は、全壊・半壊の被害を受けたもののみ記入する。

＜住宅被害一例＞

一部損壊
損害割合 20%未満

※補修を必要とする程度のもの
ただし、ガラス数枚破損した程度は除く

半壊
損害割合
20%以上 50%未満

全壊
損害割合
50%以上

資料２

建 物 被 災 状 況 チェックシート

月　日　時現在

災害救助地区本部名(建物名称):

記入者氏名:

チェック項目	該当項目		
1. 隣接する建物が傾き、避難所の建物に倒れ込む危険性があるか。	A いいえ	B 傾いているように見える	C 倒れそうである
2. 建物周辺に地すべり、崖崩れ、地割れ、液状化、地盤沈下などがあるか。	A いいえ	B ある	C ひどくある
3. 避難所の建物が傾いているか。	A いいえ	B 傾いているように見える	C 明らかに傾いている
4. 外壁材(タイル、モルタル、石張り等)等が落下しているか。	A いいえ	B 落下しそうに見える B 落下した	
5. 外壁・柱等に亀裂が生じているか。 X字状のひび割れ　斜めのひび割れ 	A いいえ (ひび割れはあるが、コンクリート等の浮きや剥落がない)	B 斜めやX字状のひび割れがあるが、コンクリート等の剥落はわずかである	C X字状のひび割れが多数あり、コンクリート等の剥落も著しく、鉄筋が露出している
6. 窓ガラスが割れているか。	A いいえ A 数枚割れた	B 沢山割れた	
上記1～6までのチェックでB又はCの該当項目があるなど危険と判断される場合は、建物内に入ってチェックする必要ありませんので、12を記入して終了してください。 全てAの場合は、次のチェック項目7～11までの内部状況等について確認してください。			
7. 床が壊れているか。	A いいえ	B 少し傾いた(下がった)	C 大きく傾いた(下がった)
8. 内部の壁が壊れているか。	A いいえ (ひび割れはあるが、コンクリート等の浮きや剥落がない)	B 斜めやX字状のひび割れがあるが、コンクリート等の剥落はわずかである	C X字状のひび割れが多数あり、コンクリート等の剥落も著しく、鉄筋が露出している
9. 筋かいが破断又は変形しているか。(鉄骨造の建物の場合のチェック項目)	A いいえ	B 破断・変形が少し見られ、全体の 20%～50%ある	C 破断・変形が各所に見られ、全体の50%超ある
10. 天井、照明器具が落下しているか。	A いいえ	B 落下しそうに見える	C 沢山落下しそう又は落下した
11. 上記1～10以外で、建物に異常箇所があるか	A いいえ	B 異常箇所がある	
12. 11の内容を具体的に記入			
13. 使用できない設備はないか。	□水道　□電気		
14. その他、目についた被害について(例:塀が壊れた。火災が発生している等)			

判定結果(※該当する判定結果を"□"で囲む)	使用可	要注意	危 険

※判定の説明…使用可：Aのみ　要注意：Cはないが、Bが１つ以上　危険：Cが１つ以上

被災状況チェックシートの判定・対応

チェック項目の結果を基に、以下の判定・対応を行ってください。

該当項目	判定	対応
Cが一つ以上ある	危　険	建物内へは立ち入らず、地区本部（区本部）へ連絡し、他の避難所への移動等、必要な対応をする。
Cはないが、Bが一つ以上ある	要注意	建物内へは立ち入らず、地区本部（区本部）へ連絡し、応急危険度判定士の派遣を要請する。
Aのみである	使用可	危険箇所には注意し、建物を使用する。

被災状況チェックシートの使用にあたっての注意事項

□　避難所開設前の建物の安全確認をするため、このチェックシートを使用して外部、内部の破損箇所等を目視により確認してください。
□　建物外観で危険と判断される時は、絶対に建物内部へは入らないでください。その場合は、建物を使用しないよう立入禁止の貼り紙を貼るなどの措置をとってください。
□　安全を確認し、建物を使用する場合で、一部にガラス、設備機器の落下等の危険性がある箇所は、その付近に人が近寄らない措置をとってください。
□　チェック項目９　の“筋かい”とは、天井面にある水平筋かいと、壁面にある垂直筋かいとがあります。（下図参照）
□　チェック項目13の“使用できない設備はないか”については、使用できない設備を□内にレ点を付けてください。
□　判定結果が“要注意”の場合は、地区本部（区本部）へ応急危険度判定士の派遣を要請してください。

体育館の水平筋かい

体育館の垂直筋かい

※筋かいは、破断していないが、実際の地震で変形した状況

6 用語集

用語集（1／2）

地域の防災リーダー

災害対策委員、災害救助地区本部委員、自主防災会長や各班長、避難所運営組織の代表管理者や各班長など、地域において防災の役割を担っている方

災害対策委員

平常時は、防災対策に関する地域と本市との橋渡し役として、地域の声を区役所に届けていただき、災害時は、災害救助地区本部の地区本部委員として、地域へ災害に関する情報を伝えるなどの役割を担う。（区政協力委員が兼務）

自助・共助・公助

「自助」は自分で自分や家族を守ること、「共助」は市民や事業者が助け合って地域を守ること、「公助」は行政が市民や事業者の活動を支援し、安全を確保すること。災害を根絶することはできないが、「自助」「共助」「公助」がバランスよく連携することにより、被害を減らすことができる。

自主防災組織

住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織。命を守り、被害軽減のための活動を目的として、町内会もしくは自治会の地域ごとに結成された組織

自主防災組織現地本部

自主防災組織の指揮命令系統の中枢であり、情報の集約、活動の優先度の判断、資器材の管理を行う。地域内の公園や広場などをあらかじめ設定

一時集合場所

大規模災害発生時、「自主防災組織」として避難する際に一旦集まる中継地点、最寄りの集合場所

災害救助地区本部

小学校通学区域（学区）ごとに置かれ、原則市立小学校に設置される。区本部に所属して、区本部の応急対策活動を補助することとされており、区本部と地域をつなぎ、自主防災活動・避難所運営をはじめとする学区内の地域防災活動や、災害情報を統括する。

災害救助地区本部委員

地区本部長は、区長の推薦により市長が委嘱。地区本部委員は、災害対策委員とあらかじめ市長に委嘱された地域の方々により構成

市災害対策本部（市本部）

名古屋市全体の災害応急対策を推進していくため、市役所に設置される本部

区本部

区の災害応急対策を推進していくため、区役所に設置される本部

用語集（2／2）

指定緊急避難場所
命を守るため、災害の危険からまずは逃げるための場所（災害の種類ごとに異なる）

指定避難所
自宅が被災して帰宅できない場合、一定期間、避難生活を送る場所

避難所管理組織
代表管理者と総務班、施設班、救護班、食料班、物資班で構成される、避難所の運営を円滑に行うための組織

福祉避難スペース
避難所の中に設ける要配慮者のための部屋など。体育館などの居住スペースでは避難生活に支障がある要配慮者が利用

福祉避難所
福祉避難スペースでは避難生活が困難な要配慮者を避難させる、二次的な避難所（社会福祉施設等を利用）。名古屋市には、あらかじめ受入対象者を調整し直接の避難を行う「指定福祉避難所」と、市職員等が避難所で振り分けた要配慮者の方を受け入れる「協定福祉避難所」の2つの制度がある。

近隣協力員
名古屋市立小・中・高等学校、幼稚園及び特別支援学校において、機械警備（防災センサーなど）の補完としての学校の状況確認、並びに災害時に学校が避難所となる場合の門及び体育館の開錠を行う方

消防団
市町村の非常備の消防機関。消防団員は、他に本業等（学生、主婦、自営業、会社員など）を持ちながらも「自らの地域は自ら守る」という精神に基づき、消防・防災活動を行う。

要配慮者
災害対策基本法で定義されている、高齢者、障害者、乳幼児その他特に配慮を要する方のこと（一般に、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人など）

防災危機管理局地域防災室地域防災係
消防局消防部消防課地域安全係

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
<防災>TEL(052)972-3591/FAX(052)962-4030
<消防>TEL(052)972-3543/FAX(052)951-8463

作成：令和4年10月